

土浦市地域密着型サービス等を利用する際の取扱い

(趣旨)

第1条 この取扱いは、市の被保険者の適切な地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「地域密着型サービス等」という。）の利用を確保し、もって市の介護保険事業の円滑な推進を図るため、市内に地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業、認知症対応型共同生活介護事業及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業を行う事業所を有する事業者（以下「事業者」という。）が地域密着型サービス等を行う際の基準について必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この取扱いにおいて使用する用語の意義は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

(利用に関する条件等)

第3条 地域密着型サービス等の利用に関する条件等は、次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 市の住民基本台帳に登録された日から1年以上経過しており、かつ、市内に居住している被保険者 他の法に規定するサービス（以下「介護保険サービス」という。）の利用と同様に、利用者と事業者の相対の契約により地域密着型サービス等の利用を開始する。

(2) 市の住民基本台帳に登録された日から1年を経過していない被保険者 次に定める要

件のいずれかを満たし、事前に介護保険担当課と協議の整った場合に限り、地域密着型サービス等の利用を認めるものとする。

ア 現に居宅サービスを利用している者にあつては居宅サービス計画の、施設サービスを利用している者にあつては施設サービス計画の作成時に行うサービス担当者会議等において、当該者の地域密着型サービス等の利用が検討され、かつ、その必要性が位置付けられていること。

イ 現に医療機関等に入院している者にあつては、本人、家族、ケアマネジャー、医療機関スタッフ等による退院後の生活について検討する会議等において、当該者の地域密着型サービス等の利用が検討され、かつ、その必要性が位置付けられていること。

ウ 新規で要介護認定又は要支援認定を受け、地域密着型サービス等を初めて利用する者にあつては、本人、家族、主治医、地域包括支援センター職員、高齢福祉課地区担当職員その他必要と認める者による今後の生活について検討する会議において、当該者の地域密着型サービス等の利用が検討され、かつ、その必要性が位置付けられていること。

(3) 新たに市に転入することとなった被保険者 原則市の地域密着型サービス等を利用する目的で市に転入した者については、地域密着型サービス等の利用を認めない。ただし、市内に居住している2親等以内の親族がいる被保険者については、前号に掲げる要件のいずれかを満たし、事前に介護保険担当課と協議の整った場合に限り、地域密着型サービス等の利用を認めるものとする。

(事業者における義務)

第4条 事業者は、次に定めるところにより地域密着型サービス等を行うものとする。

(1) 地域密着型サービス等の利用の申込みを行った者(以下「申込者」という。)の居住状

況等について、可能な範囲で確認を行うとともに、必要に応じて事前に市に連絡し、確認及び調整を行う。

(2) 申込者の状態等について、事業者の契約担当者だけでなく、その事業所の管理者等介護に従事する者も踏まえて確認を行い、当該申込者が利用を希望した地域密着型サービス等により効果的な支援ができるか否かの検討を行う。この場合において、他の介護保険サービスの利用により効果的な支援が見込まれると判断したときは、当該介護保険サービスによる支援を行う。

(3) 前2号に掲げるもののほか、地域密着型サービス等を利用する被保険者の入退居については、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第34号）第94条又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第36号）第74条の規定に基づき行う。

2 事業者は、市に対して、毎月7日までに、前月末日時点での入退居連絡表を提出する。

（住所地特例施設に入所している被保険者の取扱い）

第5条 住所地特例施設に入所している被保険者の取扱いについては、第3条に定める条件を満たし、かつ、事前に介護保険担当課と協議の整った場合に限り、地域密着型サービス等の利用を認めるものとする。

付 則

この取扱いは、令和3年7月1日から適用する。